

土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定及び指定に伴う支援制度について

1. 土砂災害特別警戒区域の指定（防災安全課）

島根県は、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という）に基づく土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定を県内全域で進めており、出雲市においては、平成31年3月31日指定予定です。

今後の法手続き

3月31日・・・レッドゾーン指定告示（県）

4月下旬・・・土砂災害特別警戒区域図を縦覧（市）

（法の手続きによらない閲覧については、市役所及びコミュニティセンターで
随時行っております。）

【参考】

○住民説明会実施状況

- ・ 期 間 平成30年4月から11月
- ・ 開 催 地 区 37地区（四絡、川跡、長浜、灘分、久木、出東地区は該当区域なし）
- ・ 実 施 回 数 71回
- ・ 参 加 人 数 2,008人（参考：レッドゾーン内にある人家戸数3,547戸）

※ 住民説明会に欠席された方もおられましたので、2月27日にレッドゾーンの対象区域の方に改めて住民説明会資料と主な質問と回答を送付しました。

2. 出雲市土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業の創設（建築住宅課）

レッドゾーンとして指定された区域は、土砂災害防止法に基づき構造規制が適用され、住宅の所有者は、新築・増改築時に住宅の補強をする必要があります。このため、同区域に居住する住宅の所有者に対して、住宅補強支援事業を実施することにより、安全な住宅の建設を促進するとともに土砂災害対策の推進を図るものです。

事業の内容

土砂災害特別警戒区域内における居住の用に供する住宅所有者が行う住宅補強の実施にあたり、これに要する費用の一部を県と市が住宅所有者に補助します。

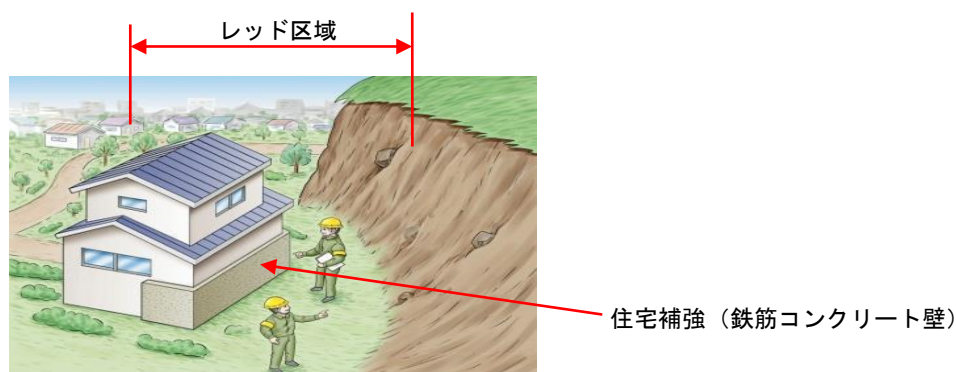
補助制度の概要

- ・ 住宅補強関係費： 除却費 + 設計費 + 補強工事費
- ・ 補 助 率： 住宅補強関係費×23%

・補助の上限額

補助の上限額		県負担割合	市負担割合
既存住宅の除却費	×23%	500千円	1/2
補強に要する設計費	×23%	100千円	1/2
補強に要する工事費	×23%	1,100千円	1/2
合 計		1,700千円	850千円

[イメージ図]



3. 移転する場合に利用できる補助金：がけ地近接等危険住宅移転事業補助金（建築住宅課）

住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている危険住宅について、安全な場所への移転を推進するため、国と県と市が移転者に補助金を交付する制度です。土砂災害特別警戒区域に指定された時点で、既に区域内に建築されている住宅を移転する場合に利用できます。

補助制度の概要

- ・移転事業費：除却費 + 建物助成費（住宅建設・土地購入・敷地造成のため、金融機関から融資を受けた場合の借入金利子相当額）
- ・補助の上限額

補助の上限額		国負担割合	県負担割合	市負担割合
既存住宅の除却費※		975千円	1/2	1/4
建物助成費	住宅建設	4,570千円	1/2	1/4
	土地購入	2,060千円	1/2	1/4
	敷地造成	597千円	1/2	1/4
合 計		8,202千円	4,100千円	2,051千円

※ 危険住宅の除却に要する費用

4. 固定資産税（土地）の評価における減価補正の適用（資産税課）

宅地について、その一部でもレッドゾーンにかかれば、宅地全体の固定資産税評価を補正率0.8とし、次期評価替年度の平成33年度（2021）課税から適用します。

この補正率適用により、対象宅地の税額が本来の税額の8割程度になります。